

2022年6月15日

各位

会社名 AIAI グループ株式会社
(コード番号 6557 東証グロース)
代表者名 代表取締役社長兼 CEO 貞松 成
問合せ先 取締役 CFO 戸田 貴夫
TEL 03-6284-1607
URL <https://aiiai-group.co.jp/>

**第三者割当による第6回新株予約権、第7回新株予約権及び第8回新株予約権
(固定行使価額型)の発行に関するお知らせ**

当社は、2022年6月15日開催の取締役会において、以下のとおり、三田証券株式会社（以下、「割当予定先」といいます。）を割当先とする第三者割当の方法による第6回新株予約権（以下、「本第6回新株予約権」といいます。）、第7回新株予約権（以下、「本第7回新株予約権」といいます。）、第8回新株予約権（以下、「本第8回新株予約権」といい、本第6回新株予約権、本第7回新株予約権及び本第8回新株予約権を総称して「本新株予約権」といいます。）の発行を行うことについて決議しましたので、お知らせいたします。

1. 本新株予約権の概要

(1) 割当日	2022年7月1日
(2) 発行新株予約権数	4,600個 本第6回新株予約権 1,000個 本第7回新株予約権 1,800個 本第8回新株予約権 1,800個
(3) 発行価額	総額 1,691,800円 (本第6回新株予約権1個につき700円、本第7回新株予約権1個につき320円、本第8回新株予約権1個につき231円)
(4) 当該発行による潜在株式数	460,000株（新株予約権1個につき100株） 本第6回新株予約権 100,000株 本第7回新株予約権 180,000株 本第8回新株予約権 180,000株
(5) 調達資金の額（新株予約権の行使に際して出資される財産の価額）	516,091,800円（差引手取金概算額：501,351,800円） (内訳) 本第6回新株予約権 新株予約権発行による調達額：700,000円 新株予約権行使による調達額：64,400,000円 本第7回新株予約権 新株予約権発行による調達額：576,000円 新株予約権行使による調達額：180,000,000円 本第8回新株予約権 新株予約権発行による調達額：415,800円 新株予約権行使による調達額：270,000,000円 差引手取金概算額は、本新株予約権が全て行使価額で行使された場合の調達金額を基礎とし、本新株予約権の払込金額の総額に本新株予約

	権の行使に際して出資された財産の価額を合算した額から、発行諸費用の概算額を差し引いた金額です。そのため、本新株予約権の行使期間中に行使が行われない場合、当社が取得した本新株予約権を消却した場合及び行使価額が調整された場合には、減少する可能性があります。
(6) 行使価額	本第6回新株予約権 644円 本第7回新株予約権 1,000円 本第8回新株予約権 1,500円 本新株予約権は、いずれも行使期間中に行使価額の修正は行われません(固定行使価額型)。
(7) 募集又は割当方法 (割当予定先)	三田証券株式会社に対して第三者割当の方法によって行います。
(8) その他	当社は、割当予定先との間で、金融商品取引法に基づく届出の効力発生後に、本新株予約権に係る買受契約(以下、「本買受契約」といいます。)を締結する予定です。 本買受契約においては、割当予定先が当社取締役会の事前の承諾を得て本新株予約権を譲渡する場合、割当予定先からの譲受人が割当予定先の本買受契約上の地位及びこれに基づく権利義務を承継する旨が規定される予定です。

2. 募集の目的及び理由

(1) 募集の目的

ア. 当社グループの事業概要

当社グループは「人口問題を解決する」を使命に、待機児童の解消、児童発達支援及び高齢者介護の問題について「量」と「質」の両面からの解決を目指しています。

当社グループは、直営保育施設の運営を中心とした「チャイルドケア事業」、高齢者介護施設の運営を中心とした「ライフケア事業」及び保育園運営管理システムの販売を始めとした「テック事業」を営んでおり、当社グループの事業は、この3つのセグメントで構成されております。

a. チャイルドケア事業

当社グループは、「一人でも多くの子どもが人間が生まれながらに持っている素晴らしい力をはぐくむことに喜びを感じ笑顔と元気が溢れた園を創造すること」を保育理念として掲げ、未来を担う子どもたちの育成に努めております。

当社グループは、東京23区、千葉県、大阪市内などで認可保育園(AIAI NURSERY)及び小規模保育施設(AIAI MINI)の保育施設並びに多機能型事務所(施設名称:AIAI PLUS)を運営しており、2022年3月末時点において、当社グループが運営する施設の概要及び施設数は以下のとおりです。

①認可保育園(AIAI NURSERY)

児童福祉法に基づいた児童福祉施設であり、面積や保育士等職員の数など国が定めた設置基準を満たし、都道府県知事などに認可された施設をいいます。当社グループは、国及び自治体が負担する施設型給付を受け施設運営を行っております。

②小規模保育施設(AIAI MINI)

「子ども・子育て支援制度」によって新設された保育施設であり、19名以下の定員かつ0歳から2歳までの子どもを対象とした市町村の認可を受けた施設をいいます。当社グループは、利用者からの保育料徴収及び自治体からの地域型保育給付を受け施設運営を行っております。

③多機能型事業所(AIAI PLUS)

児童発達支援事業、放課後等デイサービス事業及び保育所等訪問支援を一体的に行う施設をいいます。児童発達支援事業では2歳からの未就学児、放課後等デイサービス事業では小学校入学から卒業ま

での就学児童で、障害や発達に遅れや心配のある子どもを対象に学習や運動プログラムを提出しています。

[2022年3月期におけるチャイルドケア事業の新規開設施設]

地域及び施設数	種類	入所定員 (名)	開園日
東京都 1施設	認可保育園	70	2021年4月1日
千葉県 3施設	認可保育園	210	
千葉県 1施設	多機能型施設	10	
大阪府 1施設	認可保育園	80	
東京都 1施設	認可保育園	60	2021年5月1日
東京都 1施設	多機能型施設	10	2021年12月1日
千葉県 3施設	多機能型施設	30	
11施設 合計		470	

[チャイルドケア事業施設数の推移]

(単位：施設)

	2017年 12月期末	2018年 12月期末	2019年 12月期末	2020年 12月期末	2022年 3月期末
認可保育園	23	34	48	65	71
小規模保育施設	7	8	8	8	8
受託・認可外	1	1	-	-	-
多機能型事業所	-	-	-	-	12
放課後等デイサービス	7	10	9	7	-
児童発達支援等	4	2	2	2	-
合計	42	55	67	82	91

(注) 1. 2021年度(第7期)より決算期(事業年度の末日)を毎年12月31日から毎年3月31日に変更いたしましたため、当連結会計年度は2021年1月1日から2022年3月31日までの15か月決算となっております。従いまして、運営施設数の推移につきましても上記年度を基準として記載しております。

2. 放課後等デイサービス及び児童発達支援等は2022年3月期に多機能型事業所に変更いたしました。

b. ライフケア事業

「関わる全てに愛情を持ちふれあいと安らぎの家を創造すること」を介護理念として掲げ、さまざまな世代に対して広く介護サービスを提供しております。具体的には、障がい者を対象とした生活介護施設等を運営しております。また、高齢者を対象とした施設として、サービス付き高齢者向け住宅、住宅型有料老人ホームを運営しております。

生活介護施設は18歳から64歳、サービス付き高齢者向け住宅及び住宅型有料老人ホームは主に65歳以上を対象としており、チャイルドケア事業と合わせて全年代に福祉サービスを提供しております。

2022年3月末時点において、当社グループが運営する施設の概要及び施設数は以下のとおりです。

①生活介護施設

常に介護を必要とする方に対して、入浴・排せつ・食事等の介護、調理・洗濯・掃除等の家事、生活

等に関する相談・助言その他の必要な日常生活上の支援、創作的活動・生産活動の機会の提供のほか、身体機能や生活能力の向上のために必要な援助を行う通所型の施設です。

②サービス付き高齢者向け住宅

高齢者が安心して居住できる住まいを提供するために、高齢者単身又は高齢者夫婦が安心して生活できる環境を整えた賃貸物件の提供を行うとともに、賃貸物件内において訪問介護等のサービスを提供する施設をいいます。

③住宅型有料老人ホーム

生活支援等のサービスがついた高齢者向けの居住施設をいいます。介護が必要となった場合、入居者自身の選択により、地域の訪問介護等の介護サービスを利用しながら、老人ホームでの生活を継続することができます。

[ライフケア事業施設数の推移]

(単位：施設)

	2017年 12月期末	2018年 12月期末	2019年 12月期末	2020年 12月期末	2022年 3月期末
生活介護施設	2	1	1	1	1
サービス付き高齢者向け住宅	-	1	1	1	1
住宅型有料老人ホーム	-	1	1	1	1
合計	2	3	3	3	3

(注) 2021年度(第7期)より決算期(事業年度の末日)を毎年12月31日から毎年3月31日に変更いたしましたため、当連結会計年度は2021年1月1日から2022年3月31日までの15か月決算となっております。従いまして、運営施設数の推移につきましても上記年度を基準として記載しております。

c. テック事業

当社グループが設立以来培ってきた保育事業経験を活かし、保育施設の業務効率化のために全国の保育事業者を対象としたICT(Information and Communication Technology: 情報通信技術を活用したコミュニケーション)ソリューションサービスを提供しております。

保育士の業務において書類作成、人員配置の確認などは大きな負荷となっていることから、保育施設運営における事務作業の簡素化のため、2016年2月に厚生労働省により保育施設のICT技術の導入に対する補助金が創設されました。

当社グループは、この課題の解決に取り組んでおり、自らの保育事業の経験を活かし独自開発した「Child Care System (CCS)」を保育園運営管理システムとしてリリースし、全国の保育施設にサービス提供を行っております。

ICTソリューションとして、保育施設の運営にかかる事務業務時間を削減し、子ども一人ひとりと関わる時間や、個々の発達状況・健康状態の把握とそれに応じた働きかけの時間を増やすことで、保育の質の向上に貢献することを目指しております。

イ. 当社グループの中期経営計画及び本資金調達資金の資金使途

障害児数の増加や保育園のデジタル・トランスフォーメーションを背景に、当社の事業機会は急速に拡大しております。

わが国における障害児数は2003年には3万人超でありましたが、2005年に発達障害者支援法が施行されたことにより、医療関係者のみならず、保健・福祉の関係者や教育関係者に発達障害が広く認知されるようになり、自閉症、注意欠陥多動性障害及び学習障害の子どもが増加しております。2019年における障害を抱える子どもの数は13万4千人と過去10年間で2.5倍に増加し(文部科学省「特別教育支援資料(令和元年度)」)、障害者施設のニーズも高くなっております。

また、保育園のデジタル・トランスフォーメーションに関しては、保育士不足を背景に厚生労働省が

2016年に発表した「保育所等における業務効率化推進事業の実施について」に基づき、保育所等におけるICT化の推進で注目が集まり、近年では保育士の働き方改革の観点からも普及が加速しております。当社は、今後も保育園市場の安定成長と規模拡大を背景に、保育ICT市場等の保育関連市場は拡大する傾向にあるものと考えております。厚生労働省「保育所等関連状況取りまとめ（令和3年4月1日）」によれば、全国における保育所等数及び利用児童数は年々増加を続けており、2021年の保育所等数は38,666か所（前年比+1,014）、利用児童数は2,742,071人（前年比+4,712）となっており、また、厚生労働省「新子育て安心プラン」においては、2020年から2024年末までの4年間で約14万人分の保育の受け皿を整備する方針が掲げられております。これに伴い保育関連市場の1つであるベビー用品・関連サービスの市場規模は年々増加しており、2021年の市場規模は4兆3,504億円に達したものと見込まれております（株式会社矢野経済研究所の調査等）。今後も保育士の働き方改革、行政からの補助金効果や見守りセンサーなどの新規サービスの開発により、保育現場の業務効率化をサポートする保育ICT事業の市場も拡大していくものと推測しております。

このような環境の中、当社は、2022年5月よりスタートさせた中期経営計画「AIAIグループ中期経営計画2022～2024」の推進により、長期的な成長に向けた安定的な事業基盤と収益基盤とを構築することを目指しています。当社グループの中期経営計画の概要は以下のとおりです。

a. AIAI NURSERY（認可保育）事業

待機児童が解消に向かいつつある局面でも、直営認可保育施設「AIAI NURSERY」について、引き続き高い投資対効果が見込めるエリアに絞ってドミナント戦略に基づく新規開設を継続し、安定的な収益基盤を維持します。展開地域においてマーケットシェアの拡大及び利用者の認知向上を図り、同時に、幼児教育プログラムを充実させ、保護者や子どもにとって魅力ある施設を展開いたします。

また、大学院との包括連携協定や社内ライセンス制度を通じた保育士の専門性向上カリキュラムを職員向けに提供し、職員の多様なキャリアパスの実現をサポートすることで離職率の低減を図るとともに、集中採用や効率的な配置によって引き続きコストの抑制に努め、安定的な黒字の維持に取り組みます。

b. AIAI PLUS（児童発達支援、放課後等デイサービス及び保育所等訪問支援）事業

待機児童が解消に向かいつつある一方で障害児の数は増加傾向にある中、児童の発達支援に関して利用者の多様化するニーズに応えるため、AIAI PLUSを積極的に開設いたします。

AIAI NURSERYと同一もしくは近隣自治体へ開設するドミナント戦略を展開し、AIAI NURSERY等の保育園利用者で発達支援を要する子どもに対してサービスを提供し収益力を強化いたします。加えて、これまでの認可保育園の運営で培った地域とのネットワークも活用した営業活動を推進いたします。

さらに、AIAI NURSERYとAIAI PLUSとの間で、施設職員のライフスタイルや経験年数、キャリアプランも踏まえた資格者（保育士）の戦略的な人員配置を行うことで積極的な施設開設を支えます。

c. ライフケア事業

働く世代の介護負担を軽減するため、利用者がさらに安心・快適に過ごせる施設を目指した介護施設として、サービス付き高齢者向け住宅「AIAI MAISON」及び有料老人ホーム「AIAI HOUSE」でのサービスを引き続き提供いたします。

「ふれあいやすらぎの住まいを提供する」ことをコンセプトとして、楽しみの時間の充実や質の高い食事に加えて、美容やエステサービス等の高付加価値サービスも提供し、入居率の維持・向上を図り、収益力を一層強化いたします。また、ICT機器を活用して利用者の安心・安全を支えるとともに、職員の業務負担の軽減と人員配置の最適化を推進いたします。

d. テック事業

一人ひとりの子どもに合った質の高い保育を提供する「保育の個別最適化」をICTによって実現することを目指し、保育園の業務効率化ソフト「Child Care System (CCS)」を引き続き展開いたします。

「Child Care System (CCS)」は2021年以降、グループ直営保育施設やお客様の声を反映して機能の

見直し等のリプレースを行っていましたが、今後は機能を順次リリースし、新たなお客様の獲得を推進いたします。

さらに、既に「Child Care System (CCS)」を導入しているお客様に向けても、園運営の改善に資する機能等を活用したコンサルテーションを通じて利用単価の向上を図り、収益力の強化に努めます。

以上のとおり、待機児童が解消に向かいつつある一方で障害児の数が増加傾向にある中、当社グループは、これまでの主力事業である AIAI NURSERY の運営のみならず、障害児のケアに最適なプログラムを提供する AIAI PLUS を積極的に展開するとともに、一人ひとりの子どもの発達に合わせた質の高い保育を提供するための保育園の業務効率化ソフトを積極的に展開し、SDGs 目標「4 質の高い教育をみんなに」を追求した事業を推進してまいります。すなわち、障害児ケアのための多機能型施設「AIAI PLUS」の積極的な店舗展開や保育 ICT システム「Child Care System (CCS)」の販売拡大により、祖業である認可保育施設の運営に加えて、他事業の収益性を向上させ、業容の拡大を図るため、設備投資による店舗数の拡大やシステムの追加開発を積極的に行ってまいります。従いまして、今回の資金調達により得た資金は、①保育 ICT プロダクト (Child Care System) へのシステム投資及び②障害児ケア施設 (AIAI PLUS) の新規開設資金のために使用する予定です。そのためには、先ず、株主資本の拡充による財務体質の強化を図る必要があると認識しております。

当社の業績につきましては、2020 年 12 月期は、売上高 8,318 百万円、営業損失 1,380 百万円、経常利益 276 百万円、2022 年 3 月期は、売上高 11,975 百万円、営業損失 440 百万円、経常利益 461 百万円となっております。これは以下のような収益構造に拠るものです。すなわち、認可保育施設等の新規開設につきましては、開設直後は高年齢クラス (3~5 歳児) の定員充足率が低く売上が低位となる一方で、開設初期費用や採用費用等が発生し赤字となる傾向にあり、その後、低年齢クラスの児童が進級を重ねることにより稼働率が向上し売上が増加することで、開設後約 3 年目以降に初期費用や採用費用が抑制され黒字に転換する傾向にあります。また、認可保育施設の運営にかかる補助金は売上高に計上されますが、施設開設にかかる補助金は営業外収入に計上され、また、施設開設にかかる補助金収入が施設開設準備にかかる費用を上回ることが多いため、一般的に認可保育施設の新規開設数が増加すると営業外収支が改善する構造となっております。従いまして、当社グループの成長のための積極的な施設開設を推進することにより当面の間は戦略的に営業収支としては赤字が先行いたしますが、今後は新規開園ペースが一定程度落ち着いてくるとともに、既存施設が収益化し安定的な黒字を維持できるものと計画しております。

また、テック事業については、当社直営施設から得られた 700 万件以上の子どもに関するビッグデータを自社研究機関で解析の上、プロダクト開発を実施するとともに、保育 ICT システム (ワーキングスケジュール機能) の特許を取得するなど、当社独自のシステム開発のための投資を先行しており、当該開発資金の回収には一定期間を要することから赤字が先行しておりますが、今後の成長のための追加機能開発及び販売契約件数の拡大に向けた営業施策を展開することにより、2025 年 3 月期から 2026 年 3 月期での黒字化の達成を目指しております。

このように、当社グループといたしましては、中期経営計画に沿った当社業績・事業の拡大及び持続的成長の実現のためには、AIAI PLUS の積極出店及びテック事業への先行投資が必要不可欠であり、それらの施策を確実に実施していくための自己資金を確保することが必要であると考えております。

他方で、当社の自己資本比率は 2020 年 12 月期において 13.2%、2022 年 3 月期において 12.9%と当社の内部目標を下回っている状況であり、自己資本の充実を図り財務面から事業の安定的成長を支えていくことは、今後の当社グループにおける重要な財務・資本戦略の 1 つとなっております。

本新株予約権の発行は、当社グループの将来的な目標株価水準に合わせた円滑な資金調達と資本充実の選択肢の多様化を目的としております。現在、当社グループの金融機関からの借入余力は問題ありませんが、今回の資金調達の資金使途が①保育 ICT プロダクト (Child Care System) へのシステム投資及び②障害児ケア施設 (AIAI PLUS) の新規開設資金という中長期的な投資であるという観点に鑑み、可能な限り資本金の調達を行うことが望ましいものと判断いたしました。

また、当社グループは、今般の東京証券取引所による新市場区分創設の制度趣旨に照らし、流通株式比

率の向上及び投資家層の多様化並びに拡大を図り、持続的な企業成長と中長期的な企業価値の向上により一層努める方針といたしました。

以上のような当社の資金需要及び今後の取組みに対応するため、株主の利益に十分に配慮した資金調達が必要であると判断し、本新株予約権の発行を決定いたしました。

当社は、本新株予約権の発行により、中期的な経営計画に合致した財務戦略を推進することができるものと考えております。

(2) 資金調達方法の概要

本資金調達は、当社が割当予定先に対し、下記のとおり本新株予約権を割り当て、割当予定先による本新株予約権の行使に伴って当社が資金を調達する仕組みとなっております。

- ① 対象株式数を 100,000 株とし、行使期間を 3 年間とする、行使価額が 644 円に固定されている本第 6 回新株予約権
- ② 対象株式数を 180,000 株とし、行使期間を 3 年間とする、行使価額が 1,000 円に固定されている本第 7 回新株予約権
- ③ 対象株式数を 180,000 株とし、行使期間を 3 年間とする、行使価額が 1,500 円に固定されている本第 8 回新株予約権

なお、本第 6 回新株予約権、本第 7 回新株予約権及び本第 8 回新株予約権の行使期間は、いずれも 2022 年 7 月 4 日から 2025 年 7 月 3 日までです。

本新株予約権の概要は以下のとおりです。

本第 6 回新株予約権、本第 7 回新株予約権及び本第 8 回新株予約権は、いずれも行使期間中に行使価額が修正されない固定行使価額型の新株予約権であり、各行使価額の水準以上に株価が上昇した場合に当社が資金を調達する仕組みとなっております。

本第 6 回新株予約権の行使価額は本発行決議日前取引日の終値である 644 円、本第 7 回新株予約権の行使価額は 1,000 円（本発行決議日前取引日の終値の約 155%）、本第 8 回新株予約権の行使価額は 1,500 円（本発行決議日前取引日の終値の約 233%）に設定されております。このように、本新株予約権の各行使価額を現在株価と同等の水準及びそれよりも高い水準で 3 段階に分けて設定したのは、当初足元での資金需要に対応し機動的な投資を実現するとともに、将来における当社の株価上昇タイミングを捉えた段階的な調達を実現することを企図したことによるものです。すなわち、本第 6 回新株予約権については、行使価額を現在株価と同等の水準に設定することにより、比較的速やかに必要な資金を調達することができ、機動的な投資を実現することが可能な設計となっております。一方で、本第 7 回新株予約権及び本第 8 回新株予約権については、今後 3 年間における当社株価の中間目標水準及び最終目標水準に即し、それぞれ行使価額を現在株価よりも高い水準である 1,000 円と 1,500 円に設定することにより、既存株主の持分の希薄化への影響に配慮しながら自己資本を増強することが可能な設計となっております。かかる本第 7 回新株予約権及び本第 8 回新株予約権の行使価額については、当社の過去の株価推移、並びに、当社グループの 2022～2024 年度中期経営計画（2022 年 5 月 11 日開示）に基づき、当社事業の成長・拡大に伴う将来の株価上昇を見越して最低限の目標として算定したものです。

当社は、中期経営計画に掲げておりますとおり、今後 3 年間において、直営認可保育施設「AIAI NURSERY」による安定的な収益基盤を維持・拡大しつつ、障害児ケアのための多機能型施設「AIAI PLUS」の積極展開及びテック事業の早期黒字化を目指すとともに、成長分野への積極的な投資を推進してまいります。2025 年 3 月期にはグループ連結売上高 120 億円～130 億円、営業利益 300 百万円～500 百万円を目標とし、将来に向けた持続的な成長と事業規模の拡大に向けて中期経営計画 3 年間で総額 2,500 百万円程度の投資を見込んでおります。今回発行する本新株予約権の全てが行使された場合の差引手取金額は約 501 百万円を予定しており、その調達した資金全額を中期経営計画 3 年間における上記投資予定総額約 2,500 百万円の一部として充て、残りの投資予定額 2,000 百万円については手元資金と金融機関からの借入を組み合わせることで資金手当てを行う予定です。

中期経営計画における具体的な事業戦略につきましては、上記「(1) 募集の目的 イ. 当社グループの中期経営計画及び本資金調達のための資金使途」において述べたとおりですが、当社は、このような中期経営計画に基づく施策を段階的に実施していくことで、当社企業価値が高まり、当社株価は持続的・安定的な上昇トレンドを実現できるものと予測しております。このような当社予測下においては、行使価額を単一とするよりも、現在の当社株価水準から今後3年間における当社株価の中間目標水準及び最終目標水準に即した3段階の行使価額を設定することにより、足元での資金需要に機動的に対応するとともに、当社業績及び株価上昇見通しに応じて実際に当社株価が上昇したタイミングにおいて効率的かつ有利な資金調達を実現することが可能であると判断いたしました。

本第6回新株予約権の行使により調達した資金については、後記「3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期」でも述べておりますとおり、保育 ICT プロダクト (Child Care System) へのシステム投資に充てることを予定しており、支出予定時期は2022年7月から2023年12月までを想定しております。このように足元での資金需要が生じていることから、本第6回新株予約権については、比較的速やかな権利行使を促進するため、現在株価と同等の水準に行使価額を設定しております。また、行使価額が修正されない固定行使価額型のスキームを採用しており、現在株価よりも下回った水準での権利行使は想定されておられません。従いまして、既存株主の皆様の利益に出来る限り配慮しながら、当社において必要な資金需要に速やかに対応することが可能であり、将来の収益性確保のための成長投資が実現できることから、本資金調達は、既存株主の皆様の株式の希薄化を考慮しましても、中長期的に株主価値の向上に寄与するものと考えております。

また、本第7回新株予約権及び本第8回新株予約権の行使により調達した資金については、障害児ケア施設 (AIAI PLUS) の新規開設資金に充てることを予定しており、支出予定時期は本第7回新株予約権につき2023年4月から2024年3月、本第8回新株予約権につき2024年4月から2025年3月までを想定しております。このように本第7回新株予約権及び本第8回新株予約権については、将来の資金需要に対応するためのものですが、当社の更なる業績拡大及び中長期的な成長のために必要不可欠な資金であることに鑑み、当社株価が上昇したタイミングにおいて確実に資金を確保しておくことが必要であると判断し、本第7回新株予約権及び本第8回新株予約権を本第6回新株予約権と併せて発行することといたしました。もっとも、株式価値の希薄化というデメリットに出来る限り配慮し、行使価額を現在株価よりも高い水準である1,000円と1,500円に設定しております。また、行使価額が修正されない固定行使価額型のスキームを採用しており、当該行使価額よりも下回った水準での権利行使は想定されておられません。従いまして、既存株主の皆様の利益に出来る限り配慮しながら、当社の業績向上に伴う株価の上昇時に資金を確保することができることから、本資金調達は、既存株主の皆様の株式の希薄化を考慮しましても、中長期的に株主価値の向上に寄与するものと考えております。

本新株予約権が全て行使された場合の交付株式数は460,000株となり、当社の発行済普通株式総数2,737,190株を分母とする希薄化率は16.81%となる見込みです。

(3) 資金調達方法の選択理由

当社は、資金調達に際し、間接金融の融資姿勢及び財務状況、今後の事業展開等を勘案し、既存株主の利益に対する影響を抑えつつ、当社の重要な経営課題の1つである自己資本比率を改善させることを軸として、直接金融で調達できる方法を検討してまいりました。このため、下記「[他の資金調達方法との比較]」に記載の各項目及び他の手段との比較を行い、また、下記「[本資金調達スキームの特徴]」に記載のメリット及びデメリットを総合的に勘案した結果、割当予定先からの提案である第三者割当による本新株予約権による資金調達を採用いたしました。

本資金調達スキームは、以下の特徴を有しております。

[本資金調達スキームの特徴]

<メリット>

① 対象株式数の固定

本新株予約権の対象株式数は、発行当初から発行要項に示される460,000株で固定されており、将来的な市場株価の変動によって潜在株式数が変動することはありません。なお、株式分割等の一定の事由が生じた場合

には、本新株予約権の発行要項に従って調整されることがあります。

② 株価への影響の軽減及び資金調達額の減少リスクの軽減

本新株予約権は現在株価と同等又はそれよりも高い水準で行使価額が固定されており、当社株価が当該行使価額を上回る局面において資金調達を行うことを想定しております。従いまして、当社株価が行使価額を下回る局面においてはそもそも本新株予約権の行使が行われず、株価低迷を招き得る当社普通株式の市場への供給が過剰となる事態が回避されるとともに、資金調達額の減少リスクを防止する設計となっております。

③ 株価上昇時における行使促進効果

当社株価が本新株予約権の各行使価額を大きく上回って推移する局面においては、割当予定先が早期にキャピタル・ゲインを実現すべく速やかに行使を行う可能性があり、これにより迅速な資金調達が実現されます。

④ 取得条項

本新株予約権は、(i)本第6回新株予約権については2023年7月4日以降、(ii)本第7回新株予約権については本第7回新株予約権と同時に割当予定先に対して割り当てるために発行する本第6回新株予約権の全数が行使された日又は当社が取得若しくは買入れた日以降、(iii)本第8回新株予約権については本第8回新株予約権と同時に割当予定先に対して割り当てるために発行する本第6回新株予約権及び本第7回新株予約権の全数が行使された日又は当社が取得若しくは買入れた日以降、当社取締役会で定める取得日の15取引日前までに本新株予約権者に書面により通知することによって、残存する新株予約権の全部又は一部を本新株予約権のそれぞれの発行価額と同額で取得することができる設計となっております。これにより、将来的に当社の資金ニーズが後退した場合や資本政策方針が変更になった場合など、本新株予約権を取得することにより、希薄化の防止や資本政策の柔軟性が確保できます。

⑤ 不行使期間

本買受契約において、当社は、本新株予約権に係る行使期間中、割当予定先が本新株予約権を行使することができない期間（以下、「不行使期間」といいます。）を、割当予定先に対し、当該期間の初日から遡って5取引日前までに書面で通知することにより最大4回設定することができます。1回当たりの不行使期間は10連続取引日以下とし、各不行使期間の間隔は少なくとも5取引日空けるものとします。これにより、当社は、株価動向等を考慮した上で、本新株予約権の行使による希薄化を一定程度コントロールすることが可能となります。なお、当社が割当予定先に対して不行使期間を設定する旨の通知を行った場合には、その都度、適時適切に開示いたします。

⑥ 譲渡制限

本新株予約権は、割当予定先に対する第三者割当の方法により発行されるものであり、かつ本買受契約において譲渡制限が付されており、当社取締役会の承認がない限り、割当予定先から第三者へは譲渡されません

（当社は、割当予定先が本新株予約権の全部又は一部を譲渡する場合には、当社取締役会における承認の前に、譲受人の本人確認、反社会的勢力と関わりがないことの確認、行使に係る払込原資の確認、本新株予約権の保有方針の確認を行い、本買受契約に係る権利行使等の権利義務について譲受人が引継ぐことを条件に、承認の可否を判断いたします。なお、当社取締役会で、本新株予約権の譲渡が承認された場合には、当該内容を適時適切に開示いたします。）。また、本買受契約により、当社取締役会の承認がない限り、本新株予約権の行使により取得した当社普通株式について、発行済株式総数に対する割合にして5%を超える当社普通株式を一度に市場外取引によって第三者に譲渡することはできません。

<デメリット>

① 本新株予約権の行使により希薄化が生じる可能性

本新株予約権の対象株式数は発行当初から発行要項に示される460,000株で一定であり、最大増加株式数は固定されているものの、本新株予約権が行使された場合には、発行済株式総数が増加するため希薄化が生じます。

② 当初に満額の資金調達ができないこと

新株予約権の特徴として、割当予定先による行使があつて初めて、行使価額に行使の対象となる株式数を乗じた金額の資金調達がなされます。本新株予約権は、各回号の行使価額を現状の株価と同等又はそれよりも高い水準に設定しており、原則として当社株価が当該各行使価額を超えて初めて権利行使が行われます。そのため、本新株予約権の発行時に満額の資金調達が行われるわけではなく、当初に満額が調達される資金調達方法

と比べると実際に資金を調達するまでに時間が掛かる可能性があります。

③ 株価低迷時に本新株予約権が行使されず資金調達が困難となる可能性

株価が長期的に行使価額を下回って推移した場合には、割当予定先による本新株予約権の行使が期待できないため、資金調達が困難となる可能性があります。本件では、保育 ICT プロダクト (Child Care System) へのシステム投資及び障害児ケア施設 (AIAI PLUS) の新規開設資金を資金使途としており、いずれの使途においても特定のタイミングに相応のキャッシュが必要となり得るケースが想定されますが、上記のように当社株価が行使価額を下回って推移した場合等には、割当予定先による本新株予約権の行使が進まず資金調達が困難となり、機動的な投資が阻害される可能性があります。

④ 割当予定先が当社株式を市場売却することにより当社株価が下落する可能性

割当予定先の当社株式に対する保有方針は短期保有目的であることから、割当予定先が新株予約権を行使して取得した株式を売却することを前提としており、現在の当社株式の流動性に鑑みると、割当予定先による当社株式の売却により当社株価が下落する可能性があります。

⑤ 取得請求

本買受契約には、割当予定先が本新株予約権の行使期間の末日の1か月前の時点で未行使の本新株予約権を保有している場合、割当予定先は、当社に対し、当社による取得日の5取引日前までに通知することにより、本新株予約権のそれぞれの発行価額と同額で残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することを請求することができる旨が定められる予定です。当社は、かかる請求があった場合、当該本新株予約権を発行価額と同額で取得するものとします。この場合、割当予定先は、本新株予約権の移転に係る記録が取得日になされるように、機構関連諸規則及び振替法に従い、かかる記録のために割当予定先が執るべき手続を行うものとします。本新株予約権の行使期間の末日の1か月前の時点で割当予定先が未行使の本新株予約権を保有している場合において、割当予定先が当社に対して本新株予約権の取得請求を行った場合には、本新株予約権の行使による資金調達が行われないことにより、資金調達額が当社の想定額を下回る可能性があります。また、本新株予約権の払込金額と同額の金銭の支払いが必要になることにより、本新株予約権による最終的な資金調達額が減少する場合があります。

⑥ 一定の場合におけるエクイティ性証券の発行の制限

本買受契約において、当社は、本契約締結日以降、1) 本新株予約権の全数が行使された日、2) 当社が取得又は買入れた日、3) 行使期間の末日、又は4) 本買受契約が解約された日のいずれか先に到来する日から6か月後までの間、当社株式又は当社株式の交付を請求できる新株予約権等を第三者に発行(当社の株式の発行に関しては自己株式の処分を含みます。)しようとする場合には、当社は、当該第三者に対する発行に合意する前に、割当予定先に対して、同条件にてその予定する発行額の全部又は一部について引受け又は購入する意図があるかどうか、又は同等以上の条件を提案する意向があるかを優先的に確認しなければならないこととされており、また、割当予定先の事前の書面による同意がない限り、当社普通株式及びこれを取得する権利又は義務が付された有価証券を発行してはならないこととされているため、追加の資金調達方法については一定の制約を受けることとなります。但し、ア) 当社、当社子会社又は関連会社の役員・従業員又は取引先向け新株予約権の付与、イ) 株式分割又は株式無償割当てに伴う株式交付、ウ) 吸収分割、株式交換及び合併に伴う株式交付、エ) 新株予約権若しくは転換予約権の行使又は強制転換・一斉転換による場合、オ) 当社が他の事業会社との間で行う業務上の提携(既存の提携に限らず、新規又は潜在的な提携や導出入契約(ライセンス契約)に伴う提携を含みます。)の一環として又はこれに関連して当該他の事業会社に対してこれらの有価証券を発行する場合(本買受契約締結日前にかかる態様での証券の発行により当社の株主となっていた者につき、本新株予約権の行使によって持株比率の希釈化が生じることを防止する目的で証券を追加発行する場合を含みます。また、当該事業会社が金融会社若しくは貸金業者ではなく、また、当社に対する金融を提供することを主たる目的として業務上の提携を行うものでもない場合に限られます。)等の一定の場合を除きます。

⑦ 権利不行使

本新株予約権は、割当予定先が本新株予約権の行使を行わない可能性があり、権利が行使されない場合、資金調達額は、当社が想定した額を下回る可能性があります。

⑧ 不特定多数の新投資家へのアクセスの限界

第三者割当方式という当社と割当予定先のための契約であるため、不特定多数の新投資家から資金調達を募る

という点において限界があります。

[他の資金調達方法との比較]

当社が本資金調達を選択するに際して検討した他の資金調達方法は以下のとおりです。

1) 公募増資

株式の公募増資は、資金調達が当初から実現するものの、同時に1株当たり利益の希薄化を一度に引き起こすため、株価に対する直接的な影響がより大きいと考え、今回の資金調達方法としては適切でない判断しました。

2) 株主割当増資

株主割当増資では、既存株主持分の希薄化は払拭されますが、調達額が割当先である既存株主参加率に左右されることから、当社の資金需要の額に応じた資金調達が困難であるため、今回の資金調達方法としては適切でない判断いたしました。

3) 第三者割当による新株発行

新株発行の場合は、発行と同時に資金を調達することができますが、一方で、発行と同時に株式の希薄化が一度に起こってしまうため、既存株主の株式価値へ悪影響を及ぼす懸念があります。また、割当先が相当程度の議決権を保有する大株主となり、当社のコーポレートガバナンス及び株主構成に重要な影響を及ぼす可能性があることを踏まえ、現時点では適当な割当先が存在しないと判断いたしました。

4) 第三者割当による新株予約権付社債の発行

新株予約権付社債の場合は、発行と同時に資金を調達でき、また株式の希薄化は一気に進行しないというメリットがあるものの、社債の株式への転換が進まなかった場合、満期時に社債を償還する資金手当てが別途必要になります。資金手当てができなかった場合デフォルトを起こし、経営に甚大な影響を与えるリスクがあります。また、転換又は償還が行われるまで利息負担が生じることにもなることから、今回の資金調達方法としては適切でない判断いたしました。

5) 行使価額が修正される転換社債型新株予約権付社債 (MSCB) の発行

株価に連動して行使価額が修正される転換社債型新株予約権付社債 (いわゆる MSCB) の発行条件及び行使条件は多様化していますが、一般的には、転換により交付される株式数が行使価額に応じて決定されるという構造上、転換の完了までに転換により交付される株式総数が確定しないため、株価に対する直接的な影響が大きく、今回の資金調達方法としては適切でない判断いたしました。

6) 行使価額修正条項付新株予約権 (MS ワラント) の発行

株価に連動して行使価額が修正される行使価額修正条項付新株予約権 (いわゆる MS ワラント) による資金調達の場合、一般的には、新株予約権の行使により交付される株式数は固定されているものの、行使価額が変動し下方にも修正されるため、行使価額の下方修正がなされた場合には、当初予定していた金額の資金を調達することができない可能性があります。また、当社の業績見通し及び株価上昇見通しにかかわらず、常に現状の基準株価から修正された価額での資金調達となり、当社が想定する当社業績及び株価上昇見通しに即した形での資金調達を実現することは困難であることから、今回の資金調達方法としては適切でない判断いたしました。

7) 新株予約権無償割当による増資 (ライツ・オファリング)

いわゆるライツ・オファリングには、金融商品取引業者と元引受契約を締結するコミットメント型ライツ・オファリングと、そのような契約を締結せず、新株予約権の行使が株主の決定に委ねられるノンコミットメント型ライツ・オファリングがありますが、コミットメント型ライツ・オファリングについては、引受手数料等のコストが増大することが予想され、今回の資金調達方法として適当ではないと判断いたしました。また、ノンコミットメント型ライツ・オファリングについては、株主割当増資と同様に、調達額が割当先である既存株主又は市場で新株予約権を取得した者による新株予約権の行使率に左右されることから、ライツ・オファリングにおける一般的な行使価額のディスカウント率を前提とすると当社の資金需要の額に応じた資金調達が困難であるため、今回の資金調達手法としては適切でない判断いたしました。

8) 金融機関からの借入や社債による調達

低金利環境が継続する現在の状況下においては、比較的低コストで負債調達が可能であり、金融機関からの

借入や社債による資金調達については今後の検討対象となり得るものの、当社グループの中期経営計画に基づく成長投資を確実に実行していくためには、当社グループの長期的成長を図ることを前提とした資本性調達をも組み合わせて活用していくことが適しており、また、将来の財務リスクの軽減のため有利子負債の調達余力を残しておく必要があることから、その成長投資資金を全面的に金融機関からの借入等に依存することは適切でないと思料されます。従いまして、今回の資金調達手法として全面的に負債調達によることは適切でない判断いたしました。

これらに対し、新株予約権の発行は、一般的に段階的に権利行使がなされるため、希薄化も緩やかに進むことが想定され、既存株主の株式価値への悪影響を緩和する効果が期待できます。また、本新株予約権は、(i)本第6回新株予約権については2023年7月4日以降、(ii)本第7回新株予約権については本第7回新株予約権と同時に割当予定先に対して割り当てるために発行する本第6回新株予約権の全数が行使された日又は当社が取得若しくは買入れた日以降、(iii)本第8回新株予約権については本第8回新株予約権と同時に割当予定先に対して割り当てるために発行する本第6回新株予約権及び本第7回新株予約権の全数が行使された日又は当社が取得若しくは買入れた日以降、本新株予約権者に当社取締役会で定める取得日の15取引日前に通知することによって残存する新株予約権の全部又は一部を本新株予約権のそれぞれの発行価額と同額で取得することができることとなっており、希薄化の防止や資本政策の柔軟性を確保した設計としております。

以上の検討の結果、割当予定先から提案を受けた本新株予約権の発行による資金調達は、上記の他の資金調達方法よりも現実的な選択肢であり、既存株主の利益にもかなうものと判断いたしました。

3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

(1) 調達する資金の額

払込金額の総額 (円)	発行諸費用の概算額 (円)	差引手取概算額 (円)
516,091,800	14,740,000	501,351,800

(注) 1. 払込金額の総額は、本第6回新株予約権、本第7回新株予約権及び本第8回新株予約権の発行価額の総額(1,691,800円)に、本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額(514,400,000円)を合算した金額であります。

	発行価額の総額	行使に際して払い込むべき金額の合計額
本第6回新株予約権	700,000円	64,400,000円
本第7回新株予約権	576,000円	180,000,000円
本第8回新株予約権	415,800円	270,000,000円
合計	1,691,800円	514,400,000円

2. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。
3. 発行諸費用の概算額の内訳は、ストームハーバー証券株式会社への財務アドバイザーフィー(12,140千円)、新株予約権公正価値算定費用(1,500千円)、有価証券届出書作成費用その他(1,100千円)です。
4. 本新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合、当社が取得した本新株予約権を消却した場合及び行使価額が調整された場合には、上記払込金額の総額及び差引手取概算額は減少する可能性があります。

(2) 調達する資金の具体的な使途

当社グループは、将来に向けた持続的な成長と事業規模の拡大に向けて中期経営計画3年間で総額2,500百万円程度の投資を見込んでおります。上記投資予定総額につきましては、2025年3月までに、約1,550百万円を直営認可保育施設「AIAI NURSERY」に、約800百万円を障害児ケア施設(AIAI PLUS)に、約150百万円を保育ICTプロダクト(Child Care System)への投資に充てる計画であり、今回調達した資金についてはその全額を上記投資予定金額の一部に充当する予定です。本新株予約権発行による上記差引手取概算額501,351,800円については、①保育ICTプロダクト(Child Care System)へのシステム

投資、②障害児ケア施設（AIAI PLUS）の新規開設資金に充当する予定であり、具体的な使途及び支出予定時期につきましては、以下のとおりです。

具体的な使途	金額（百万円）	支出予定時期
I 本第6回新株予約権 保育 ICT プロダクト（Child Care System）へのシステム投資	51	2022年7月から2023年12月
II 本第7回新株予約権 障害児ケア施設（AIAI PLUS）の新規開設資金		
（i）施設建築費	144	2023年4月から2024年3月
（ii）開園準備費	36	2023年4月から2024年3月
III 本第8回新株予約権 障害児ケア施設（AIAI PLUS）の新規開設資金		
（i）施設建築費	216	2024年4月から2025年3月
（ii）開園準備費	54	2024年4月から2025年3月
合計	501	

- (注) 1. 本新株予約権の権利行使期間中に行使が行われない場合、当社が取得した本新株予約権を消却した場合及び行使価額が調整された場合には、上記金額は減少する可能性があります。
2. 当社は本新株予約権の払込みにより調達した資金を上記の資金使途に充当するまでの間、当該資金は銀行預金等にて安定的な資金管理を図る予定であります。

I 本第6回新株予約権について

本第6回新株予約権による調達資金は、保育 ICT プロダクト（Child Care System）へのシステム投資に充当する予定です。具体的な内容は以下のとおりです。

(i) ソフトウェア追加開発費 51 百万円

当社は、本第6回新株予約権による資金調達の全額を、保育 ICT プロダクト（Child Care System）の機能追加や操作性の改善等によるユーザ体験向上のための追加開発費用に充当する予定です。

(注) 保育 ICT プロダクトとは、保育園の事務作業を軽減するための機能を搭載したシステムツールです。園児の登降園記録や保育士のワーキングスケジュール、連絡帳アプリ機能、補助金請求機能等を搭載しています。

II 本第7回新株予約権について

本第7回新株予約権による調達資金は、障害児ケア施設（AIAI PLUS）の10施設分の新規開設資金の一部に充当する予定です。具体的な内容は以下のとおりです。

(i) 施設建築費 144 百万円

当社は、本第7回新株予約権による調達資金のうち144百万円を、施設の建築または内装工事のための費用に充当する予定です。

(ii) 開園準備費 36 百万円

当社は、本第7回新株予約権による調達資金のうち36百万円を、開園準備のための採用費及び人件費に充当する予定です。

III 本第8回新株予約権について

本第8回新株予約権による調達資金は、障害児ケア施設（AIAI PLUS）の10施設分の新規開設資金

の一部に充当する予定です。具体的な内容は以下のとおりです。

(i) 施設建設費 216 百万円

当社は、本第8回新株予約権による調達資金のうち216百万円を、施設の建築または内装工事のための費用に充当する予定です。

(ii) 開園準備費 54 百万円

当社は、本第8回新株予約権による調達資金のうち54百万円を、開園準備のための採用費及び人件費に充当する予定です。

以上のとおり、当社は、障害児ケア施設 (AIAI PLUS) について、本第7回新株予約権による調達資金により、2024年3月期に10施設を新規開設し、本第8回新株予約権による調達資金により、2025年3月期に10施設を新規開設する予定です。なお、2023年3月期に開設予定の8施設の新規開設資金に関しては自己資金並びに金融機関からの借入により調達いたします。これによるAIAI PLUSの合計の施設数は次のとおり見込んでおります。

[障害児ケア施設 (AIAI PLUS) の推移見込]

(単位：施設)

	2017年 12月期末	2018年 12月期末	2019年 12月期末	2020年 12月期末	2022年 3月期末	2023年 3月期末	2024年 3月期末	2025年 3月期末
多機能型 事業所	-	-	-	-	12	20	30	40

(注) 上記期間中の閉園は当該推移見込に含めておりません。

なお、本新株予約権の行使による払込みの有無と権利行使の時期は新株予約権者の判断に依存し、また株価が長期的に行使価額を下回る状況等では権利行使がされず、本新株予約権の行使価額は調整される可能性があるため、現時点において調達できる資金の額及び時期は確定したのではなく、現時点において想定している調達資金の額及び支出予定時期に差異が発生する可能性があります。また、本新株予約権が行使されずに調達資金が不足した場合は、手元資金又は金融機関からの資金調達等、他の方法により資金調達を行うことで不足分を補完する予定です。本新株予約権の行使により調達した資金は、上記表中に記載のと通りの優先順位で順次充当いたします。

4. 資金使途の合理性に関する考え方

今回の資金調達が予定どおり実現されれば、上記「2. 募集の目的及び理由 (1) 募集の目的」、「3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期 (2) 調達する資金の具体的な使途」に記載した各取組みに必要な資金を獲得できると考えております。この資金を有効に活用することによって、当社の成長戦略を実行し企業価値の向上を実現することは、既存株主の利益にもつながるため、当該資金の使途は一定の合理性を有していると判断しております。

5. 発行条件等の合理性

(1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本新株予約権の発行価額は、第三者算定機関である株式会社 Stewart McLaren (所在地：東京都港区白金台五丁目9番5号、代表取締役：小幡治) に算定を依頼しました。

当該算定機関は、価格算定に使用する価格算定手法の決定に当たって、境界条件から解析的に解を求めるブラック・ショールズ方程式や格子モデルといった他の価格算定手法との比較及び検討を実施した上で、一定株数及び一定期間の制約の中で段階的な権利行使がなされること、並びに本新株予約権の発行要項及び割当予定先との間で締結する予定の本買受契約に定められたその他の諸条件を適切に算定結果に反映できる価格算定手法として、一般的な価格算定手法のうち汎用ブラック・ショールズ方程式を基礎とした数値計算法 (モンテ

カルロ法)を用いて本新株予約権の評価を実施しています。

汎用ブラック・ショールズ方程式を基礎とした数値計算手法(モンテカルロ法を含む)は、新株予約権の原資産である株式の価格が汎用ブラック・ショールズ方程式で定義されている確率過程で変動すると仮定し、その確率過程に含まれる標準正規乱数を繰り返し発生させて将来の株式の価格経路を任意の試行回数分得ることで、それぞれの経路上での新株予約権権利行使から発生するペイオフ(金額と時期)の現在価値を求め、これらの平均値から理論的な公正価値を得る手法です。

当該算定機関は、本新株予約権の諸条件、新株予約権の発行決議に先立つ算定基準日である2022年6月14日における当社普通株式の株価終値644円/株、当社普通株式の価格の変動率(ボラティリティ)67.60%(過去2.48年間の日次株価を利用)、満期までの期間3.06年、配当利率0.00%、安全資産利率-0.04%(3.06年間)、当社の行動、割当予定先の行動を考慮して、一般的な価格算定モデルである汎用ブラック・ショールズ方程式を基礎とした数値計算手法を用いて、本新株予約権の評価を実施しました。

価値評価にあたっては、当社は、本新株予約権の割当日以降、金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が、20取引日連続して、当該各取引日における行使価額の200%を超えた場合、当社取締役会が別途定める日(取得日)の15取引日前までに割当予定先に対する通知を行うことにより、当該取得日において本新株予約権1個につき発行価額で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができるものと想定しており、当社は基本的に割当予定先による権利行使を待つものとしています。

なお、上記のとおり、当社は、株価が一定程度上昇した場合、残存する本新株予約権を全部取得するものと想定しており、当該評価においてはその水準を発行決議時株価の200%以上となった場合と設定しております。発行要項上取得条項は任意コール(ソフトコール)であり、同条項が発動される具体的な株価水準は定められていません。通常任意コールの発動は取得者の収益が正の値を取る場合に行われるため、この発動水準を行使価額の100%と設定する場合があります。しかし、本新株予約権の算定においてはこの発動水準を保守的に設定し、本新株予約権の割当日以降、金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が、20取引日連続して、当該各取引日における行使価額の200%を超えた場合、当社は、当社取締役会が別途定める日(取得日)の15取引日前までに割当予定先に対する通知を行うことにより、当該取得日において本新株予約権1個につき発行価額で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができるものと想定しております。発動水準を200%と設定した理由は、当社がより有利な代替資金調達手法を確保することという既存株主の保護の観点を加味し、代替資金調達コストをCAPM(Capital Asset Pricing Model:資本資産評価モデル)と調達金利から10%程度と見積もり、取得条項を発動する株価水準は、行使価額に代替資金調達コストを加えた水準をさらに保守的に設定しました。これは、株価が当該水準を超えた場合、対象新株予約権による資金調達よりも代替の資金調達の方が、調達コストが安価となり、企業が株主価値の最大化のため取得条項を発動することが合理的と考えられるためです。

また、割当予定先の行動は、当社株価が権利行使価格を上回っている場合に随時権利行使を行い、取得した株式を1日当たりの平均売買出来高の約10%で売却することと仮定しております。割当予定先は、行使期間満了日の1か月前の時点で未行使の本新株予約権を保有している場合、当社に対し、取得日の5取引日前までに通知することにより、本新株予約権の発行価額と同額で残存する本新株予約権の全部又は一部の取得を請求することができます。

これらの算定方法により、当該算定機関の算定結果として、本第6回新株予約権の1個当たりの払込金額は700円となりました。また、本第6回新株予約権の行使価額は、644円としました。次に、本第7回新株予約権の1個当たりの払込金額は320円となりました。また、本第7回新株予約権の行使価額は、1,000円としました。さらに、本第8回新株予約権の1個当たりの払込金額は231円となりました。また、本第8回新株予約権の行使価額は、1,500円としました。

本新株予約権の払込金額の決定に当たっては、当該算定機関が公正な評価額に影響を及ぼす可能性のある事象を前提として考慮し、新株予約権の評価額の算定手法として一般的に用いられている汎用ブラック・ショールズ方程式を用いて公正価値を算定していることから、当該算定機関の算定結果は合理的な公正価格であると考えられるところ、払込金額が算定結果である評価額を参考に、当該評価額を下回らない範囲で、割当予定先との間での協議を経て決定されているため、本新株予約権の払込金額は、有利発行には該当せず、適正かつ妥当な価額であると判断いたしました。

さらに、当社監査等委員会（うち社外取締役2名）から、発行価額が割当予定先に特に有利でないことに関し、上記算定根拠に照らして検討した結果、有利発行に該当せず、適法である旨の見解を得ております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本新株予約権の目的である株式の総数は、本第6回新株予約権100,000株、本第7回新株予約権180,000株及び本第8回新株予約権180,000株であり、本新株予約権が全て行使された場合に交付される株式数は460,000株（議決権数4,600個）であります。2022年3月31日現在の当社発行済普通株式総数2,737,190株（自己株式及び単元未満株式を除く当社普通株式に係る議決権数27,345個）を分母とする希薄化率は16.81%（自己株式及び単元未満株式を除く当社普通株式に係る議決権の総数に対する割合は16.82%）の希薄化をもたらすこととなります。

しかしながら、今回の資金調達における資金使途は、①保育ICTプロダクト（Child Care System）へのシステム投資及び②障害児ケア施設（AIAI PLUS）の新規開設資金であり、今回の新株予約権の募集による資金調達が成功させ、前述の資金使途に充当することで、当社事業の収益力の向上を図ることが可能となります。従いまして、当社といたしましては、今回の第三者割当による新株予約権の募集は、当社の企業価値及び株式価値の向上を図るためには必要不可欠な規模及び数量であると考えております。なお、将来何らかの事由により資金調達の必要性が乏しくなった場合、又は本新株予約権よりも有利な資金調達方法が利用可能となった場合には、当社の判断により、残存する新株予約権を取得できる条項を付すことで、必要以上の希薄化が進行しないように配慮しております。

また、本新株予約権が全て行使された場合に交付される当社の普通株式数460,000株に対し、2022年6月14日から起算した当社株式の過去6か月間における1日当たりの平均売買出来高は3,971株、過去3か月間における1日当たりの平均売買出来高は3,282株、過去1か月間における1日当たりの平均売買出来高は3,727株となっております。従いまして、市場で売却することによる流通市場への影響は、行使期間である3年間（年間取引日数：742日/年営業日で計算）で行使して希薄化規模が最大となった場合、1日当たりの売却数量は619株であり、上記過去6か月間における1日あたりの平均売買出来高の15.6%にとどまることから、当社株式は、本新株予約権の目的である株式の総数を勘案しても一定の流動性を有しており、本新株予約権の行使により交付された当社株式の売却は、当社株式の流動性によって十分に吸収可能であると判断しております。

6. 割当予定先の選定理由等

(1) 割当予定先の概要

① 名 称	三田証券株式会社
② 所 在 地	東京都中央区日本橋兜町3番11号
③ 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 三田 邦博
④ 事 業 内 容	金融商品取引業、貸金業、金銭債権の売買業務、生命保険の募集に関する業務、不動産の賃貸業務、宅地建物取引業
⑤ 資 本 金	500,000,000円
⑥ 設 立 年 月 日	1949（昭和24）年7月20日
⑦ 発 行 済 株 式 数	3,686,600株（2022年3月31日現在）
⑧ 決 算 期	3月31日
⑨ 従 業 員 数	86名（2022年3月31日現在）
⑩ 主 要 取 引 先	投資家及び発行体
⑪ 主 要 取 引 銀 行	株式会社りそな銀行
⑫ 大株主及び持株比率	三田 邦博 55.2% M&Y STARS GLOBAL PTE. LTD. 36.1%
⑬ 当 事 会 社 間 の 関 係	
資 本 関 係	当社と当該会社との間には、記載すべき資本関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社との間に

	は、特筆すべき資本関係はありません。
人 的 関 係	当社と当該会社との間には、記載すべき人的関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社との間には、特筆すべき人的関係はありません。
取 引 関 係	当社と当該会社との間には、記載すべき取引関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社との間には、特筆すべき取引関係はありません。
関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	当該会社は、当社の関連当事者には該当しません。また、当該会社の関係者及び関係会社は、当社の関連当事者には該当しません。

⑭ 最近3年間の経営成績及び財政状態（単位：千円）

決 算 期	2020年3月期	2021年3月期	2022年3月期
純 資 産	7,072,901	7,717,068	7,682,579
総 資 産	25,168,818	29,813,629	26,387,800
1株当たり純資産（円）	3,053.30	3,309.94	3,359.15
営 業 収 益	3,706,889	5,330,837	2,658,509
営 業 利 益	646,094	1,097,908	178,821
経 常 利 益	671,308	1,165,211	356,129
当 期 純 利 益	474,753	781,799	199,202
1株当たり当期純利益（円）	168.49	277.73	68.94
1株当たり配当金（円）	21.10	34.60	9.80

- (注) 1. 割当予定先は、東京証券取引所の取引参加者であるため、東京証券取引所に対しては反社会的勢力に該当しないことに関する確認書の提出はしていません。
2. 2022年3月期の配当金につきましては、2022年6月17日開催予定の割当予定先の定時株主総会において承認可決されることを条件としております。

(2) 割当予定先を選定した理由

当社は、間接金融からの調達のみならず、直接金融からの調達も含め、資金調達方法を模索してまいりました。そのような中で、当社は、2022年3月上旬頃、今後の当社の資本政策等について、以前より東京証券取引所による市場再編及び当社の資本政策等に関し情報提供及び助言を頂いていたストームハーバー証券株式会社（所在地：東京都港区赤坂一丁目12番32号、代表取締役社長：渡邊佳史）に相談したところ、資金調達スキームの提案を受け、検討を進めておりました。その後、当社は、ストームハーバー証券株式会社より、割当予定先の紹介を受けました。当社は、ストームハーバー証券株式会社及び割当予定先から提案を受けた資金調達スキームが当社の資金調達ニーズを満たすものであったこと、割当予定先のこれまでの国内での活動及び実績や保有方針等を総合的に勘案し、その結果、本新株予約権の第三者割当の割当予定先として適切であると判断いたしました。

(注) 本新株予約権の発行は、日本証券業協会会員である割当予定先による買受けを予定するものであり、日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」の適用を受けて募集が行われるものです。

(3) 割当予定先の保有方針

割当予定先は純投資を目的としており、当社と割当予定先の担当者との協議において、割当予定先が第三者割当で取得する本新株予約権の行使により取得する当社株式について、適宜判断の上、比較的短期間で売却を目標とするものの、運用に際しては市場への影響を常に留意する方針であることを口頭にて確認しております。

なお、本新株予約権について、当社と割当予定先との間で、金融商品取引法に基づく届出の効力発生後、本買受契約を締結する予定です。

(4) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

当社は、割当予定先から受領した第 74 期（2022 年 3 月期）「計算書類」により、割当予定先が当該事業年度の末日において現金及び預金 2,582,736 千円を保有していることを確認するとともに、2022 年 6 月 15 日現在に至るまでの間に当該財務状況に大きな変動がないことを口頭にて確認し、本新株予約権の払込みに要する資金（約 1 百万円）及び本新株予約権の行使に要する資金（約 514 百万円）の財産の存在について確実なものと判断いたしました。

(5) 株券貸借に関する契約

割当予定先と当社及び当社役員との間において、本新株予約権の行使により取得する当社普通株式に関連して株券貸借に関する契約を締結しておらず、またその予定もありません。

(6) 割当予定先の実態等

割当予定先は、第一種金融商品取引業（関東財務局長（金商）第 175 号）の登録を受けており、東京証券取引所その他の金融商品取引所の取引参加者であり、また、日本証券業協会をはじめとする日本国内の協会等に参加しております。割当予定先は、「反社会的勢力に対する基本方針」を策定し、反社会的勢力との関係を遮断すること等を定め、役職員に周知徹底するとともに、これを公表しております。また、当社は、割当予定先が「反社会的勢力に対する基本方針」に基づき、反社会的勢力との関係遮断に関する組織的な対応を推進するための統括部署を設置する等、反社会的勢力排除のための取組みを行っていることを割当予定先からのヒアリング等により確認しております。以上より、当社は、割当予定先並びにその役員及び主要株主が反社会的勢力等の特定団体等とは何らの関係も有しないものと判断しております。

7. 第三者割当後の大株主及び持株比率

割当前（2022 年 3 月 31 日現在）	
株式会社アニヴェルセル HOLDINGS	38.92%
貞松 成	16.91%
social investment 株式会社	11.51%
株式会社 SBI 証券	2.12%
曾根 敬文	1.54%
NOMURA PB NOMINEES LIMITED OMNIBUS-MARGIN (CASH PB) (常任代理人 野村證券株式会社)	1.48%
株式会社日本カストディ銀行(証券投資信託口)	1.33%
GMO クリック証券株式会社	1.07%
加地 義孝	0.80%
嶋田 尚人	0.73%

(注) 1. 割当前の持株比率は 2022 年 3 月 31 日現在の株主名簿上の株式数を基準に算出しており、小数点第 3 位を四捨五入して算出しております。

2. 割当予定先による長期保有は見込んでおりませんので、割当後の状況は記載しておりません。

8. 今後の見通し

本第三者割当は当社の自己資本及び手元資金の拡充に寄与することが考えられますが、当期の業績に与える影響はありません。なお、開示すべき事項が発生した場合には速やかに開示いたします。

9. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本第三者割当は、希薄化率が 25%未満であること、支配株主の異動を伴うものではないこと、新株予約権が全て行使された場合であっても支配株主の異動が見込まれるものではないことから、東京証券取引所の定める上場規程第 432 条に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続きは要しません。

10. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近3年間の業績

	2019年12月期	2020年12月期	2022年3月期
売上高	5,915,464千円	8,318,190千円	11,975,131千円
営業損失(△)	△887,627千円	△1,380,741千円	△440,016千円
経常利益	5,385千円	276,960千円	461,294千円
当期純利益	△31,965千円	150,732千円	116,616千円
1株当たり当期純利益	△13.39円	57.51円	42.98円
1株当たり配当金	-円	-円	-円
1株当たり純資産	366.82円	521.84円	521.84円

(注) 2021年度(第7期)より決算期(事業年度の末日)を毎年12月31日から毎年3月31日に変更いたしましたため、当連結会計年度は2021年1月1日から2022年3月31日までの15か月決算となります。

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況(2022年6月15日現在)

	株式数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	普通株式 2,737,190株	100.00%
現時点の行使価額における潜在株式数	普通株式 138,757株	5.07%
下限値の行使価額における潜在株式数	—	—
上限値の行使価額における潜在株式数	—	—

(注) 上記潜在株式数は、第2回新株予約権、第5回新株予約権及び株式報酬型第1回新株予約権に係る潜在株式数です。

(3) 最近の株価の状況

① 最近3年間の状況

	2019年12月期	2020年12月期	2022年3月期
始値	518円	4,270円	1,014円
高値	4,745円	4,290円	1,310円
安値	518円	870円	580円
終値	4,190円	1,020円	661円

(注) 1. 当社は2019年12月23日に東京証券取引所 TOKYO PRO Market から東京証券取引所マザーズ市場へ市場を変更しております。

2. 2021年度(第7期)より決算期(事業年度の末日)を毎年12月31日から毎年3月31日に変更いたしましたため、当連結会計年度は2021年1月1日から2022年3月31日までの15か月決算となります。

② 最近6か月間の状況

	2022年 1月	2月	3月	4月	5月	6月
始値	741円	628円	635円	651円	695円	649円
高値	761円	651円	695円	761円	714円	667円
安値	580円	586円	635円	651円	603円	622円
終値	622円	630円	661円	704円	659円	644円

(注) 2022年6月の株価については、2022年6月14日現在で表示しております。

③ 発行決議日前営業日における株価

	2022年6月14日現在
始 値	634 円
高 値	644 円
安 値	634 円
終 値	644 円

(4) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

①第三者割当増資による新株式の発行 オーバーアロットメントの売出しに係る発行

払 込 期 日	2020年1月22日
調 達 資 金 の 額	241,045,520 円
発 行 価 額	1株につき2,474.80 円
発行時における調達 予 定 の 資 金 の 額 (差 引 手 取 概 算 額)	241,045,520 円 (差引手取概算額 233,814,000 円)
募集時における発行済株式数	2,470,300 株
当 該 募 集 に よ る 発 行 株 式 数	97,400 株
募集後における発行済株式数	2,567,700 株
割 当 先	みずほ証券株式会社
発 行 時 に お け る 当 初 の 資 金 使 途	2020年4月に開設を予定している大阪府の認可保育所の設備投資資金に 充当いたします。
発行時における支出予定時期	2020年3月～2020年4月
現時点における充当状況	当初予定どおり全額を上記資金使途に充当済みであります。

11. 発行要項

別紙記載のとおり

A I A I グループ株式会社第 6 回新株予約権（第三者割当）

発行要項

1. 新株予約権の名称

A I A I グループ株式会社第 6 回新株予約権（第三者割当）（以下「本新株予約権」といい、本発行要項において「当社」とは「A I A I グループ株式会社」を指す。）

2. 申込期日

2022 年 7 月 1 日

3. 割当日及び払込期日

2022 年 7 月 1 日

4. 募集の方法

第三者割当ての方法により、全ての本新株予約権を三田証券株式会社に割り当てる。

5. 新株予約権の目的である株式の種類及び数

- (1) 本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権 1 個の行使により当社が当社普通株式を新たに発行又はこれに代えて当社の有する当社普通株式を処分（以下、当社普通株式の発行又は処分を「交付」という。）する数は 100 株（以下「割当株式数」という。）とする。本新株予約権の目的である株式の総数は、割当株式数に本新株予約権の総数を乗じた数として 100,000 株とする。但し、本項第 2 号乃至第 4 号により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。
- (2) 当社が第 9 項の規定に従って行使価額（第 8 項に定義する。）の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる 1 株未満の端数は切り捨てるものとし、現金等による調整は行わない。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第 9 項に定める行使価額調整式における調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

- (3) 調整後割当株式数の適用開始日は、当該調整事由に係る第 9 項第 2 号及び第 5 号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。
- (4) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、

調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、第9項第2号⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

6. 本新株予約権の総数

1,000 個

7. 各本新株予約権 1 個当たりの払込金額

金 700 円

8. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

- (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、各本新株予約権の行使に際して出資される財産の本新株予約権 1 個当たりの価額は、本項第 2 号に定める行使価額に割当株式数を乗じた額とする。
- (2) 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式 1 株当たりの価額（以下「行使価額」という。）は、644 円とする。但し、行使価額は第 9 項に定める調整を受ける。

9. 行使価額の調整

- (1) 当社は、本新株予約権の発行後、下記第 2 号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式の総数に変更が生じる場合又は変更が生じる可能性がある場合には、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\begin{array}{r}
 \text{調整後行使} \\
 \text{価額}
 \end{array}
 =
 \begin{array}{r}
 \text{調整前行使} \\
 \text{価額}
 \end{array}
 \times
 \frac{
 \begin{array}{r}
 \text{既発行株式} \\
 \text{数}
 \end{array}
 +
 \frac{
 \begin{array}{r}
 \text{新株発行・} \\
 \text{処分株式数}
 \end{array}
 \times
 \begin{array}{r}
 \text{1 株当たり} \\
 \text{の払込金額}
 \end{array}
 }{
 \begin{array}{r}
 \text{1 株当たりの時価}
 \end{array}
 }{
 \begin{array}{r}
 \text{既発行株式数} \\
 + \\
 \text{新発行・処分株式数}
 \end{array}
 }$$

- (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- ① 本項第 4 号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合（無償割当てによる場合を含む。）（但し、当社の役員及び従業員並びに当社子会社の役員及び従業員を対象とする譲渡制限付株式報酬として株式を発行又は処分する場合、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）

調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。）以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

② 株式の分割により普通株式を発行する場合

調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

③ 本項第4号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は本項第4号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行又は付与する場合（無償割当ての場合を含む。但し、当社の役員及び従業員並びに当社子会社の役員及び従業員を対象とするストック・オプションを発行する場合を除く。）

調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日）以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

④ 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに本項第4号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

⑤ 本号①乃至③の場合において、基準日が設定され、かつ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号①乃至③にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を追加的に交付する。

$$\text{株式数} = \frac{\left[\begin{array}{c} \text{調整前行使} \\ \text{価額} \end{array} - \begin{array}{c} \text{調整後行使} \\ \text{価額} \end{array} \right] \times \text{調整前行使価額により当該期} \\ \text{間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとし、現金等による調整は行わない。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

- (4) ① 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てるものとする。
- ② 行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日（但し、本項第2号⑤の場合は基準日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日（終値のない日を除く。）の東京証券取引所における当社普通株式の終値の単純平均値とする。この場合、単純平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てるものとする。
- ③ 行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。また、上記第2号⑤の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。
- (5) 上記第2号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者と協議の上、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。
- ① 株式の併合、資本の減少、会社分割、株式移転、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。
- ② その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
- ③ 行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (6) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記第2号⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

10. 本新株予約権の行使期間

2022年7月4日から2025年7月3日までの期間とする。

11. その他の本新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできない。

12. 本新株予約権の取得事由

当社は、2023年7月4日以降、本新株予約権者に対し会社法第273条及び第274条の規定に従って15取引日前までに通知した上で、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たりの払込金額と同額で、本新株予約権者の保有する本新株予約権の

全部又は一部を取得することができる。一部取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。本要項の他のいかなる規定にもかかわらず、当社による本新株予約権者が得たいかなる情報も、金融商品取引法第 166 条第 2 項に定める未公表の重要事実を構成しないよう、当社が当該取得について開示をしない限り効力を有しないものとする。

13. 合併、会社分割、株式交換及び株式移転の場合の本新株予約権の交付

当社が吸収合併消滅会社となる吸収合併、新設合併消滅会社となる新設合併、吸収分割会社となる吸収分割、新設分割会社となる新設分割、株式交換完全子会社となる株式交換、又は株式移転完全子会社となる株式移転（以下「組織再編成行為」と総称する。）を行う場合は、当該組織再編成行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権に代わり、それぞれ吸収合併存続会社、新設合併設立会社、吸収分割承継会社、新設分割設立会社、株式交換完全親会社又は株式移転設立完全親会社（以下「再編当事会社」と総称する。）は以下の条件に基づき本新株予約権に係る新株予約権者に新たに新株予約権を交付することができる。

① 新たに交付される新株予約権の数

新株予約権者が有する本新株予約権の数を基に、組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の 1 個未満の端数は切り捨てる。

② 新たに交付される新株予約権の目的たる株式の種類

再編当事会社の同種の株式

③ 新たに交付される新株予約権の目的たる株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の 1 株未満の端数は切り上げる。

④ 新たに交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の 1 円未満の端数は切り上げる。

⑤ 新たに交付される新株予約権に係る行使期間、当該新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金、当該新株予約権の取得事由、組織再編成行為の場合の新株予約権の交付、新株予約権証券の発行、新たに交付される新株予約権の行使の条件

本新株予約権の発行要項に準じて、組織再編成行為に際して決定する。

14. 本新株予約権証券の発行

当社は、本新株予約権に係る新株予約権証券を発行しない。

15. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条第 1 項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の

1の金額とし（計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。

16. 本新株予約権の行使請求及び払込の方法

- (1) 本新株予約権を行使する場合、第10項記載の本新株予約権を行使することができる期間中に、当該本新株予約権者が本新株予約権の振替を行うための口座の開設を受けた振替機関又は口座管理機関を通じて、第18項記載の行使請求受付場所に対して行使請求に必要な事項を通知するものとする。
- (2) 本新株予約権を行使する場合、前号の行使請求の通知に加えて、本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額を第19項に定める行使請求の払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。
- (3) 本新株予約権の行使請求の効力は、行使請求に必要な全部の事項が第18項記載の行使請求受付場所に通知され、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資される金銭の全額が前号に定める口座に入金された日に発生する。

17. 本新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定理由

本発行要項及び割当予定先との間で締結される買受契約に定められた諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、当社の株価、当社株式の流動性及び株価変動性（ボラティリティ）、当社に付与されたコール・オプション、割当予定先の権利行使行動及び割当予定先の株式保有動向等について一定の前提を置いて第三者算定機関が評価した結果を参考に、本新株予約権1個当たりの払込金額を第7項に記載のとおりとした。更に、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は第8項に記載のとおりとした。

18. 行使請求受付場所

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

19. 払込取扱場所

株式会社横浜銀行 中山支店

20. 社債、株式等の振替に関する法律の適用等

本新株予約権は、社債、株式等の振替に関する法律に定める振替新株予約権とし、その全部について同法の規定の適用を受ける。また、本新株予約権の取扱いについては、株式会社証券保管振替機構の定める株式等の振替に関する業務規程、同施行規則その他の規則に従う。

21. 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋兜町7番1号

22. その他

- (1) 会社法その他の法律の改正等、本要項の規定中に読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。
- (2) 本新株予約権の発行については、有価証券届出書の効力発生を条件とする。
- (3) その他本新株予約権発行に関し必要な事項の決定は、当社代表取締役社長に一任する。

以 上

A I A I グループ株式会社第 7 回新株予約権（第三者割当）

発行要項

1. 新株予約権の名称

A I A I グループ株式会社第 7 回新株予約権（第三者割当）（以下「本新株予約権」といい、本発行要項において「当社」とは「A I A I グループ株式会社」を指す。）

2. 申込期日

2022 年 7 月 1 日

3. 割当日及び払込期日

2022 年 7 月 1 日

4. 募集の方法

第三者割当ての方法により、全ての本新株予約権を三田証券株式会社に割り当てる。

5. 新株予約権の目的である株式の種類及び数

- (1) 本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権 1 個の行使により当社が当社普通株式を新たに発行又はこれに代えて当社の有する当社普通株式を処分（以下、当社普通株式の発行又は処分を「交付」という。）する数は 100 株（以下「割当株式数」という。）とする。本新株予約権の目的である株式の総数は、割当株式数に本新株予約権の総数を乗じた数として 180,000 株とする。但し、本項第 2 号乃至第 4 号により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。
- (2) 当社が第 9 項の規定に従って行使価額（第 8 項に定義する。）の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる 1 株未満の端数は切り捨てるものとし、現金等による調整は行わない。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第 9 項に定める行使価額調整式における調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

- (3) 調整後割当株式数の適用開始日は、当該調整事由に係る第 9 項第 2 号及び第 5 号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。
- (4) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、

調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、第9項第2号⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

6. 本新株予約権の総数

1,800 個

7. 各本新株予約権 1 個当たりの払込金額

金 320 円

8. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

- (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、各本新株予約権の行使に際して出資される財産の本新株予約権 1 個当たりの価額は、本項第 2 号に定める行使価額に割当株式数を乗じた額とする。
- (2) 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式 1 株当たりの価額（以下「行使価額」という。）は、1,000 円とする。但し、行使価額は第 9 項に定める調整を受ける。

9. 行使価額の調整

- (1) 当社は、本新株予約権の発行後、下記第 2 号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式の総数に変更が生じる場合又は変更が生じる可能性がある場合には、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\begin{array}{r}
 \text{調整後行使} \\
 \text{価額}
 \end{array}
 =
 \begin{array}{r}
 \text{調整前行使} \\
 \text{価額}
 \end{array}
 \times
 \frac{
 \begin{array}{r}
 \text{既発行株式} \\
 \text{数}
 \end{array}
 +
 \frac{
 \begin{array}{r}
 \text{新株発行・} \\
 \text{処分株式数}
 \end{array}
 \times
 \begin{array}{r}
 \text{1 株当たり} \\
 \text{の払込金額}
 \end{array}
 }{
 \begin{array}{r}
 \text{1 株当たり} \\
 \text{の時価}
 \end{array}
 }{
 \begin{array}{r}
 \text{既発行株式数} \\
 + \\
 \text{新発行・処分株式数}
 \end{array}
 }
 \end{array}$$

- (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- ① 本項第 4 号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合（無償割当てによる場合を含む。）（但し、当社の役員及び従業員並びに当社子会社の役員及び従業員を対象とする譲渡制限付株式報酬として株式を発行又は処分する場合、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通

株式を交付する場合を除く。)

調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。）以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

② 株式の分割により普通株式を発行する場合

調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

③ 本項第4号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は本項第4号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行又は付与する場合（無償割当ての場合を含む。但し、当社の役員及び従業員並びに当社子会社の役員及び従業員を対象とするストック・オプションを発行する場合を除く。）

調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日）以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

④ 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに本項第4号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

⑤ 本号①乃至③の場合において、基準日が設定され、かつ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号①乃至③にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日まで本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を追加的に交付する。

$$\text{株式数} = \frac{\left[\begin{array}{c} \text{調整前行使} \\ \text{価額} \end{array} - \begin{array}{c} \text{調整後行使} \\ \text{価額} \end{array} \right] \times \text{調整前行使価額により当該期} \\ \text{間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとし、現金等による調整は行わない。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式の中の調整前

行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

- (4) ① 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てるものとする。
- ② 行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日（但し、本項第2号⑤の場合は基準日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日（終値のない日を除く。）の東京証券取引所における当社普通株式の終値の単純平均値とする。この場合、単純平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てるものとする。
- ③ 行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。また、上記第2号⑤の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。
- (5) 上記第2号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者と協議の上、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。
- ① 株式の併合、資本の減少、会社分割、株式移転、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。
- ② その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
- ③ 行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (6) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記第2号⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

10. 本新株予約権の行使期間

2022年7月4日から2025年7月3日までの期間とする。

11. その他の本新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできない。

12. 本新株予約権の取得事由

当社は、本新株予約権と同時に割当先に対して割り当てるために発行する新株予約権（当社第8回新株予約権を除く。）の全数が行使された日又は発行会社が取得若しくは

買入れた日以降、本新株予約権者に対し会社法第 273 条及び第 274 条の規定に従って 15 取引日前までに通知した上で、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権 1 個当たりの払込金額と同額で、本新株予約権者の保有する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。一部取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。本要項の他のいかなる規定にもかかわらず、当社による本新株予約権者が得たいかなる情報も、金融商品取引法第 166 条第 2 項に定める未公表の重要事実を構成しないよう、当社が当該取得について開示をしない限り効力を有しないものとする。

13. 合併、会社分割、株式交換及び株式移転の場合の本新株予約権の交付

当社が吸収合併消滅会社となる吸収合併、新設合併消滅会社となる新設合併、吸収分割会社となる吸収分割、新設分割会社となる新設分割、株式交換完全子会社となる株式交換、又は株式移転完全子会社となる株式移転（以下「組織再編成行為」と総称する。）を行う場合は、当該組織再編成行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権に代わり、それぞれ吸収合併存続会社、新設合併設立会社、吸収分割承継会社、新設分割設立会社、株式交換完全親会社又は株式移転設立完全親会社（以下「再編当事会社」と総称する。）は以下の条件に基づき本新株予約権に係る新株予約権者に新たに新株予約権を交付することができる。

① 新たに交付される新株予約権の数

新株予約権者が有する本新株予約権の数を基に、組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の 1 個未満の端数は切り捨てる。

② 新たに交付される新株予約権の目的たる株式の種類

再編当事会社の同種の株式

③ 新たに交付される新株予約権の目的たる株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の 1 株未満の端数は切り上げる。

④ 新たに交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の 1 円未満の端数は切り上げる。

⑤ 新たに交付される新株予約権に係る行使期間、当該新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金、当該新株予約権の取得事由、組織再編成行為の場合の新株予約権の交付、新株予約権証券の発行、新たに交付される新株予約権の行使の条件

本新株予約権の発行要項に準じて、組織再編成行為に際して決定する。

14. 本新株予約権証券の発行

当社は、本新株予約権に係る新株予約権証券を発行しない。

15. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備

金

本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし（計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。

16. 本新株予約権の行使請求及び払込の方法

- (1) 本新株予約権を行使する場合、第10項記載の本新株予約権を行使することができる期間中に、当該本新株予約権者が本新株予約権の振替を行うための口座の開設を受けた振替機関又は口座管理機関を通じて、第18項記載の行使請求受付場所に対して行使請求に必要な事項を通知するものとする。
- (2) 本新株予約権を行使する場合、前号の行使請求の通知に加えて、本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額を第19項に定める行使請求の払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。
- (3) 本新株予約権の行使請求の効力は、行使請求に必要な全部の事項が第18項記載の行使請求受付場所に通知され、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資される金銭の全額が前号に定める口座に入金された日に発生する。

17. 本新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定理由

本発行要項及び割当予定先との間で締結される買受契約に定められた諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、当社の株価、当社株式の流動性及び株価変動性（ボラティリティ）、当社に付与されたコール・オプション、割当予定先の権利行使行動及び割当予定先の株式保有動向等について一定の前提を置いて第三者算定機関が評価した結果を参考に、本新株予約権1個当たりの払込金額を第7項に記載のとおりとした。更に、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は第8項に記載のとおりとした。

18. 行使請求受付場所

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

19. 払込取扱場所

株式会社横浜銀行 中山支店

20. 社債、株式等の振替に関する法律の適用等

本新株予約権は、社債、株式等の振替に関する法律に定める振替新株予約権とし、その全部について同法の規定の適用を受ける。また、本新株予約権の取扱いについては、株式会社証券保管振替機構の定める株式等の振替に関する業務規程、同施行規則その他の規則に従う。

21. 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋兜町7番1号

22. その他

- (1) 会社法その他の法律の改正等、本要項の規定中に読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。
- (2) 本新株予約権の発行については、有価証券届出書の効力発生を条件とする。
- (3) その他本新株予約権発行に関し必要な事項の決定は、当社代表取締役社長に一任する。

以 上

A I A I グループ株式会社第 8 回新株予約権（第三者割当）

発行要項

1. 新株予約権の名称

A I A I グループ株式会社第 8 回新株予約権（第三者割当）（以下「本新株予約権」といい、本発行要項において「当社」とは「A I A I グループ株式会社」を指す。）

2. 申込期日

2022 年 7 月 1 日

3. 割当日及び払込期日

2022 年 7 月 1 日

4. 募集の方法

第三者割当ての方法により、全ての本新株予約権を三田証券株式会社に割り当てる。

5. 新株予約権の目的である株式の種類及び数

- (1) 本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権 1 個の行使により当社が当社普通株式を新たに発行又はこれに代えて当社の有する当社普通株式を処分（以下、当社普通株式の発行又は処分を「交付」という。）する数は 100 株（以下「割当株式数」という。）とする。本新株予約権の目的である株式の総数は、割当株式数に本新株予約権の総数を乗じた数として 180,000 株とする。但し、本項第 2 号乃至第 4 号により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。
- (2) 当社が第 9 項の規定に従って行使価額（第 8 項に定義する。）の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる 1 株未満の端数は切り捨てるものとし、現金等による調整は行わない。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第 9 項に定める行使価額調整式における調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

- (3) 調整後割当株式数の適用開始日は、当該調整事由に係る第 9 項第 2 号及び第 5 号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。
- (4) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、

調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、第9項第2号⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

6. 本新株予約権の総数

1,800 個

7. 各本新株予約権 1 個当たりの払込金額

金 231 円

8. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

- (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、各本新株予約権の行使に際して出資される財産の本新株予約権 1 個当たりの価額は、本項第 2 号に定める行使価額に割当株式数を乗じた額とする。
- (2) 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式 1 株当たりの価額（以下「行使価額」という。）は、1,500 円とする。但し、行使価額は第 9 項に定める調整を受ける。

9. 行使価額の調整

- (1) 当社は、本新株予約権の発行後、下記第 2 号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式の総数に変更が生じる場合又は変更が生じる可能性がある場合には、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\begin{array}{r}
 \text{調整後行使} \\
 \text{価額}
 \end{array}
 =
 \begin{array}{r}
 \text{調整前行使} \\
 \text{価額}
 \end{array}
 \times
 \frac{
 \begin{array}{r}
 \text{既発行株式} \\
 \text{数}
 \end{array}
 +
 \frac{
 \begin{array}{r}
 \text{新株発行・} \\
 \text{処分株式数}
 \end{array}
 \times
 \begin{array}{r}
 \text{1 株当たり} \\
 \text{の払込金額}
 \end{array}
 }{
 \begin{array}{r}
 \text{1 株当たり} \\
 \text{の時価}
 \end{array}
 }{
 \begin{array}{r}
 \text{既発行株式数} \\
 + \\
 \text{新発行・処分株式数}
 \end{array}
 }$$

- (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- ① 本項第 4 号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合（無償割当てによる場合を含む。）（但し、当社の役員及び従業員並びに当社子会社の役員及び従業員を対象とする譲渡制限付株式報酬として株式を発行又は処分する場合、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通

株式を交付する場合を除く。)

調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。）以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

② 株式の分割により普通株式を発行する場合

調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

③ 本項第4号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は本項第4号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行又は付与する場合（無償割当ての場合を含む。但し、当社の役員及び従業員並びに当社子会社の役員及び従業員を対象とするストック・オプションを発行する場合を除く。）

調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日）以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

④ 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに本項第4号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

⑤ 本号①乃至③の場合において、基準日が設定され、かつ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号①乃至③にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日まで本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を追加的に交付する。

$$\text{株式数} = \frac{\left[\begin{array}{c} \text{調整前行使} \\ \text{価額} \end{array} - \begin{array}{c} \text{調整後行使} \\ \text{価額} \end{array} \right] \times \text{調整前行使価額により当該期} \\ \text{間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとし、現金等による調整は行わない。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式の中の調整前

行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

- (4) ① 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てるものとする。
- ② 行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日（但し、本項第2号⑤の場合は基準日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日（終値のない日を除く。）の東京証券取引所における当社普通株式の終値の単純平均値とする。この場合、単純平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てるものとする。
- ③ 行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。また、上記第2号⑤の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。
- (5) 上記第2号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者と協議の上、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。
- ① 株式の併合、資本の減少、会社分割、株式移転、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。
- ② その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
- ③ 行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (6) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記第2号⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

10. 本新株予約権の行使期間

2022年7月4日から2025年7月3日までの期間とする。

11. その他の本新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできない。

12. 本新株予約権の取得事由

当社は、本新株予約権と同時に割当先に対して割り当てるために発行する新株予約権の全数が行使された日又は発行会社が取得若しくは買入れした日以降、本新株予約権

者に対し会社法第 273 条及び第 274 条の規定に従って 15 取引日前までに通知した上で、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権 1 個当たりの払込金額と同額で、本新株予約権者の保有する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。一部取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。本要項の他のいかなる規定にもかかわらず、当社による本新株予約権者が得たいかなる情報も、金融商品取引法第 166 条第 2 項に定める未公表の重要事実を構成しないよう、当社が当該取得について開示をしない限り効力を有しないものとする。

13. 合併、会社分割、株式交換及び株式移転の場合の本新株予約権の交付

当社が吸収合併消滅会社となる吸収合併、新設合併消滅会社となる新設合併、吸収分割会社となる吸収分割、新設分割会社となる新設分割、株式交換完全子会社となる株式交換、又は株式移転完全子会社となる株式移転（以下「組織再編成行為」と総称する。）を行う場合は、当該組織再編成行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権に代わり、それぞれ吸収合併存続会社、新設合併設立会社、吸収分割承継会社、新設分割設立会社、株式交換完全親会社又は株式移転設立完全親会社（以下「再編当事会社」と総称する。）は以下の条件に基づき本新株予約権に係る新株予約権者に新たに新株予約権を交付することができる。

① 新たに交付される新株予約権の数

新株予約権者が有する本新株予約権の数を基に、組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の 1 個未満の端数は切り捨てる。

② 新たに交付される新株予約権の目的たる株式の種類

再編当事会社の同種の株式

③ 新たに交付される新株予約権の目的たる株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の 1 株未満の端数は切り上げる。

④ 新たに交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の 1 円未満の端数は切り上げる。

⑤ 新たに交付される新株予約権に係る行使期間、当該新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金、当該新株予約権の取得事由、組織再編成行為の場合の新株予約権の交付、新株予約権証券の発行、新たに交付される新株予約権の行使の条件

本新株予約権の発行要項に準じて、組織再編成行為に際して決定する。

14. 本新株予約権証券の発行

当社は、本新株予約権に係る新株予約権証券を発行しない。

15. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし（計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。

16. 本新株予約権の行使請求及び払込の方法

- (1) 本新株予約権を行使する場合、第10項記載の本新株予約権を行使することができる期間中に、当該本新株予約権者が本新株予約権の振替を行うための口座の開設を受けた振替機関又は口座管理機関を通じて、第18項記載の行使請求受付場所に対して行使請求に必要な事項を通知するものとする。
- (2) 本新株予約権を行使する場合、前号の行使請求の通知に加えて、本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額を第19項に定める行使請求の払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。
- (3) 本新株予約権の行使請求の効力は、行使請求に必要な全部の事項が第18項記載の行使請求受付場所に通知され、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資される金銭の全額が前号に定める口座に入金された日に発生する。

17. 本新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定理由

本発行要項及び割当予定先との間で締結される買受契約に定められた諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、当社の株価、当社株式の流動性及び株価変動性（ボラティリティ）、当社に付与されたコール・オプション、割当予定先の権利行使行動及び割当予定先の株式保有動向等について一定の前提を置いて第三者算定機関が評価した結果を参考に、本新株予約権1個当たりの払込金額を第7項に記載のとおりとした。更に、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は第8項に記載のとおりとした。

18. 行使請求受付場所

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

19. 払込取扱場所

株式会社横浜銀行 中山支店

20. 社債、株式等の振替に関する法律の適用等

本新株予約権は、社債、株式等の振替に関する法律に定める振替新株予約権とし、その全部について同法の規定の適用を受ける。また、本新株予約権の取扱いについては、株式会社証券保管振替機構の定める株式等の振替に関する業務規程、同施行規則その他の規則に従う。

21. 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋兜町7番1号

22. その他

- (1) 会社法その他の法律の改正等、本要項の規定中に読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。
- (2) 本新株予約権の発行については、有価証券届出書の効力発生を条件とする。
- (3) その他本新株予約権発行に関し必要な事項の決定は、当社代表取締役社長に一任する。

以 上